

綾川町行政手続き検索ポータルサイト構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、綾川町行政手続き検索ポータルサイト構築及び運用保守業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

綾川町行政手続き検索ポータルサイト構築業務委託

(2) 業務の目的

現在、行政手続きに関する情報を町公式ホームページにて提供しているが、情報量の増加に伴い、住民が必要とする手続き情報に迅速かつ的確にたどり着くことが困難な状況にある。本業務は、行政手続きに特化した情報のみを集約し、容易に検索可能な専用ポータルサイトを構築することにより、住民の利便性向上及び行政サービスへのアクセス性改善を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

「綾川町行政手続き検索ポータルサイト構築及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 事業費上限額

3, 4 4 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※事業費上限額はポータルサイト構築業務委託見積書【様式4－4】（※令和9年2月～3月までの運用保守業務委託費も含む）とし、運用保守業務見積書（別途契約分）【様式4－5】の金額は含めない。

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定のいずれにも該当しない者であること並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第1号に規定する総務省令で定めるものを定める省令(令和元年総務省令第37号)に該当しない者であること。

(5) 過去5年の間に地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の元請としての受託実績(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に着手、完了した業務)を有していること。

(6) 提案するサービスについて、少なくとも5年間は改良及びバージョンアップ等を実施しながら、安定的かつ効率的なサービスであること。

(7) 募集開始日において、プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得しており、適切に更新がなされていること。

(8) 仕様書の要件を全て満たしていること。

4. スケジュール

内容	期日
(1) 公募開始	令和8年6月1日(月)
(2) 質問の受付期間	令和8年6月1日(月)から 令和8年6月5日(金)午後5時まで
(3) 質問に対する回答期日	令和8年6月9日(火)
(4) 参加申込書提出期限	令和8年6月11日(木)午後5時まで
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年6月15日(月)
(6) 参加資格不適合理由説明受付期限	令和8年6月19日(金)午後5時まで
(7) 参加資格不適合理由回答	令和8年6月24日(水)
(8) 企画提案書提出の締切日	令和8年7月1日(水)午後5時
(9) プレゼンテーション	令和8年7月16日(木)午後2時
(10) 審査結果通知	令和8年7月21日(火) 予定
(11) 非選定理由説明受付期限	令和8年7月24日(金) 予定午後5時まで
(12) 非選定理由回答	令和8年7月29日(水) 予定
(13) 契約の締結及び公表	令和8年8月上旬予定

※スケジュールは予定であるため、町の事情により変更する場合は別途通知する。

※資料配布にあたっての説明会は開催しない。

5. 実施要領等の配布及び参加申込

(1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、綾川町総務課デジタル推進室(綾歌郡綾川町滝宮 299 番地)及び綾川町ホームページ上で行う。(綾川町ホームページからダウンロード可)

（２）参加申込の方法

実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は別添プロポーザル参加申込書【様式１－１】に必要事項を記入（代表者印又は使用印鑑届の印鑑（以下「代表者印等」という。）を押印してください。）の上、下記に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

〈提出書類〉

1. プロポーザル参加申込書【様式１－１】 １部
2. 会社概要書【様式３－１】及び会社パンフレット各１部
3. 同種業務実績調書【様式３－２】１部

※ 令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの間の地方公共団体への手続き検索ポータルサイト構築の実績について、契約書等の写しを添付すること。

4. 直近の決算書（損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書）
5. 暴力団排除に関する誓約書【様式３－３】
6. 「３．参加資格（７）」の認証登録証の写し １部

〈提出先〉〒７６１－２３９２ 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場総務課

（３）受付期間

令和８年６月１日（月）から令和８年６月１１日（木）の午後５時まで

※１ 持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までの間に持参すること。

※２ 郵送の場合は、令和８年６月１９日（木）午後５時必着とする。（書留等配達証明が可能な方法に限る）。

（４）辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添【様式１－２】を提出するものとする。提出方法は持参、郵送又はメールにより提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

６．質疑応答

（１）質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添【様式２】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。質問の送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、下記「（２）受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

<送信先>

綾川町総務課デジタル推進室 メールアドレス：densan@town.ayagawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月5日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年6月9日(火)までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したもののみなす。また、質問者の名称は公表しない。

7. 参加資格の審査及び結果の通知について

(1) 参加資格者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和8年6月15日(月)に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面(様式は問わない)により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月19日(金)午後5時までに、書面を持参または郵送により上記5(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和8年6月19日(金)午後5時までに必着すること(書留等配達証明が可能な方法に限る)。その回答は書面にて通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、参加資格審査で資格有の通知があった者のみが提出することができる。

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、①から⑦の順に並べてA4縦ファイルに8部(原本1部、写し7部)を綴じて提出すること。

① 企画提案書表紙【様式4-1】

※ 代表者印等を押印すること。

② 実施体制【様式4-2】

③ 業務スケジュール【任意様式】

④ 役割分担【様式4-3】

※ 作業内容ごとの役割分担を業務スケジュールに基づき記載すること。

⑤ 企画提案書【任意様式】

【提案書については次の内容についての考え方等を記載すること】

ア 業務に対する考え

イ 計画性

ウ 研修・説明会の充実度

エ 導入支援

オ サポート体制

カ 障害時対応

キ 運用支援（伴走型フォロー）

ク セキュリティ

ケ 操作性・利便性

コ 独自機能等

サ 価格

⑥ 機能要件一覧【任意様式】

⑦ 見積書【様式４－４及び様式４－５】

※１ 代表者印等を押印すること。

※２ 提案金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

※３ ポータルサイト構築業務委託見積書【様式４－４】（※令和９年２月～令和９年３月までの運用保守業務委託費を含む）の見積額について、事業費上限額（３，４４３，０００円（消費税及び地方消費税相当額含む。））を超えないこと。

※４ 運用保守業務見積書（別途契約分）【様式４－５】については、令和９年度から令和１３年度を別で作成する。令和９年度以降の予算措置はされていないが選定に当たっては考慮し、原則として令和９年度以降の各年度の予算措置の上限とする。

令和９年度から令和１３年度までのサービス利用料その他当該システムの利用に必要な経費を年度別に提示すること。

※５ いずれも積算内訳（様式任意）を別途添付すること。

９．プレゼンテーション

（１）実施日及び場所

令和８年７月１６日（火）実施（開始時刻及び場所については、別途連絡する。）

（２）プレゼンテーションの方法

① 現地もしくはオンラインにて実施する。

② プレゼンテーションの時間は１社あたり４０分程度とする。

・提出した企画提案書の内容説明（２５分以内）

・企画提案書に対する質疑応答（約１５分）

※プレゼンテーション前に準備が必要な場合は、１５分程度の準備時間を別途設ける。

③ 出席者は1社あたり3名までとする。

③ プレゼンテーションに際し、プロジェクター等の機材の使用を認める。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。本町からは、プロジェクター等については貸与できるものとする。なお、その際は事前に申し出ることとし、プレゼンテーションの前日まで動作確認を行うことができるものとする。動作確認をする場合は事前予約すること。

④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ・指定した時間に遅れたとき。
- ・プレゼンテーションを欠席したとき。

10. プレゼンテーション審査

(1) 審査基準

別紙「審査基準」にて定める。

(2) 選定方法等

「綾川町行政手続き検索ポータルサイト及び運用保守業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(本要領内「選定委員会」という。)において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、受託候補者を選定する。

① 別紙「審査基準」に基づき審査を実施し、総合得点(各委員の得点の合計)が最高得点の者を受託候補者とする。

② 総合得点が同点の者が複数いた場合は、システム構築及び運用保守の提案価格の合計の低い者を受託候補者とする。

③ 総合得点が同点であり、かつ、システム構築及び運用保守の提案価格の合計が同額の者が複数いた場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。

④ 総合得点が最高得点の者が契約を締結しない場合、第2位の者を受託候補者とする。

⑤ 各委員の満点の合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。

⑥ 申込者が1者の場合でも、審査を実施し、総合得点が、最低基準点以上であれば、受託候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

令和8年7月21日(火)(予定)に参加事業者に対し、最高得点の事業者名及びその総合得点と提案者自身の総合得点を文書にて通知する。

(4) 非選定理由の説明要求

受託候補者として選定されなかった参加事業者は、書面(様式は問わない)により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年7月24日(金)(予定)午後5時まで、書面を持参または郵送により上記5(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和8年7月24日(金)(予定)午後5時まで必着すること(書留等配達証明が可能な方法に限る)。その回答は書面により通知する。

(5) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (2) 実施要領に定める手続きを順守しない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 企画提案書の見積書に関し、事業費上限額（2（4））を超える金額を提案した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (6) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12. 契約及び公表

仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、綾川町契約規則に基づき契約を締結する。

- (1) 受託候補者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、第2位の者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1事業者1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。

(7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし綾川町が本案件のプロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容が無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

(8) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加申込辞退届（様式第1-2号）により速やかに届け出ること。

(9) 綾川町情報公開条例（平成18年3月21日条例第10号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第1項第2号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

(10) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

(11) 企画提案者が1者の場合でも、プレゼンテーション、ヒアリング、審査は実施する。